

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第263号)

平成15年8月25日

横情審答申第263号

平成15年8月25日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年7月15日道緑土第60号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道水路境界復元について（伺）（平成2年度第1-5268号）のうち、道水路等境界明示図・復元図中の請求者にかかる部分（法33道水路等境界明示図・復元図）」及び「道水路境界調査について（伺）（昭和52年度1094号）のうち、道路水路敷境界査定図（法252道水路敷境界査定図）」の個人情報非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路境界復元について（伺）（平成2年度第1-5268号）のうち、道水路等境界明示図・復元図中の請求者にかかる部分（法33道水路等境界明示図・復元図）」及び「道水路境界調査について（伺）（昭和52年度1094号）のうち、道路水路敷境界査定図（法252道水路敷境界査定図）」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道水路境界復元について（伺）（平成2年度第1-5268号）のうち、道水路等境界明示図・復元図中の請求者にかかる部分（法33道水路等境界明示図・復元図）」（以下「文書1」という。）及び「道水路境界調査について（伺）（昭和52年度1094号）のうち、道路水路敷境界査定図（法252道水路敷境界査定図）」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。）の個人情報訂正請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年5月27日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第27条第2項に該当するため全部を非訂正としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 道路の境界調査は、民地と民地との境界を決める行為と何ら変わらず、関係隣接土地所有者相互における用地境界に関する合意、すなわち対等当事者間の私法上の契約である。

文書1は、私道寄付に際して道水路等境界明示（復元）申請に基づき、関係土地所有者と協議・同意の上確定し、復元したものであり、横浜市に訂正する権限はないため、本号に該当する。

- (2) 文書2は、異議申立人からの道水路境界調査申請に基づき、申請者及び隣接地の所有者との立会による協議・同意の上境界を確定したものであり、横浜市に訂正する権限はないため、本号に該当する。

(3) なお、本件申立文書は、異議申立人が訴えを提起した平成 年()第 号境界確定請求控訴事件において書証として使用されており、境界の位置については、東京高等裁判所判決により、平成 年 月 日に確定している。

4 異議申立人の意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 緑土木事務所は、訂正しない理由として裁判上、証拠使用し、判決が確定したためとしているが、判決に対する異議申立てではない。本人の意思に反し改ざん偽造され真正な情報として電磁記録されたことに対する異議申立てである。

(3) 個人情報の改ざん偽造を認めているように取れるが、真正な証拠を付し、再三訂正申請を行っている。第三者が見ても明らかに改ざん偽造した個人情報である。

(4) 昭和 60 年隣地造成工事の再セットバックでだまされたことを知り道路境界調査の目的の相違を指摘、訂正を要請し、平成 6 年 7 月書面で再調査を申請したが拒否され、調停を申請したが、平成 年() 号・同年() 号提訴審判で、申立人の個人情報を内容確認及び本人の許諾を得ずに使用された。

(5) 昭和 52 年の道路境界調査、同 54 年国土調査、平成元年の立会に疑問を持ち、所有する 番地について、本人開示請求したところ、 番地は 12 地点もあるのに対して、一地点だけで、本人立会も求めず無断で境界を決定、土地登記簿を変更した。

(6) 番地との境界訴訟で判決確定した図を参考に現況測量図を作成提出したが、市は正確でないとしたので新たに見積書提出したが無視された。

市が当事者双方に公平で正確であるとして作成した図は、双方が主張する境界目印、路肩基準線を入れず、更に民地境界標は実在しない偽造図面であることが判明したので、当該図を作成した測量会社に訂正を求めたが、市と相談し訂正を拒否された。

5 審査会の判断

(1) 道水路境界調査について

道水路境界調査は、横浜市が管理している道路、河川、水路等とこれらに接する土地との境界を明らかにするために実施している。

道路や水路に接する土地を所有する者が境界調査を必要とするときは、その者からの申請によって、関係土地所有者と横浜市が立会協議し、この立会協議の成立により

境界を決定している。

境界が確定していない場合に初めてその境界を確定することを境界明示といい、既に確定している場合に関係土地所有者と立会の上、資料等に基づき、その境界を確認することを境界復元というが、これらの境界調査を行った場合に、その結果を明らかにしておくために作成する図面が、本件申立文書である。

(2) 本件申立文書について

文書1は、平成元年に、私道寄付に際して近隣土地所有者からなされた道水路等境界明示(復元)申請に基づき、道路と民地との境界について、関係土地所有者との立会による協議・同意の上、確認し、復元した道水路等境界明示図・復元図である。

文書2は、昭和52年に、申立人からの道水路境界調査申請に基づき、道路と民地との境界について、申請者及び隣接地の所有者との立会による協議・同意の上、確定した、道水路敷境界査定図である。

いずれも、横浜市が関係土地所有者と協議の上、同意された内容に基づき、作成した図である。

(3) 個人情報の非訂正の妥当性について

ア 条例第25条第1項では、「第23条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。」と規定し、条例第26条第1項では、「前条の規定による訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。・・・」と規定し、また、条例第27条第2項では、「実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、当該訂正請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

イ 条例第25条第1項でいう「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等のように、本人の主観によることなく何人でも客観的に判断できる事項と解され、「誤り」とは、何人でも客観的に判断できる事項について、当該個人情報を取り扱っている事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等から見て、公的記録又はそれに順ずる手段によって容易に明らかに出来る事実と不一致がある場合と解される。

ウ 申立人は、本件申立文書が、本人立会も求めず無断で境界を決定し、本人の意思

に反し改ざん偽造されたものであるとして、当該文書に記録された個人情報の訂正を求めると主張している。

そこで、当審査会は、当該主張について検討するため、本件申立文書及び申立人から提出された資料を見分したところ、申立人本人の主張以外に、客観的に判断できる証拠となる資料が申立人から提出されていないことから、当審査会としては、本件申立文書に記録された個人情報が誤りであると判断することはできなかった。

なお、本件申立文書については、申立人が横浜市に対して行った道路境界確定に関する訴訟において、書証として使用されており、当該判決においても、申立人の道路境界に関する主張は退けられている。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第27条第2項に該当するため、個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年7月15日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成14年8月9日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	・審議
平成15年7月11日 (第15回第二部会)	・審議
平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・審議
平成15年8月8日 (第17回第二部会)	・審議